

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
スポーツホスピタリティプログラム実施事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するために定める。

1 業務の概要

- (1)業務の名称 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポスポーツホスピタリティプログラム実施事業業務委託
(2)業務の内容 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポスポーツホスピタリティプログラム実施事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
(3)委託期間 契約締結の日から令和7年10月31日(金)まで

2 予定価格

1,600,000 円(消費税および地方消費税を含む。)

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件(1)から(4)を全て満たす者とする。共同企業体で参加する場合、全ての構成員が次の(1)から(4)の全てを満たすこと。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2)滋賀県財務規則第 195 条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
(3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
(4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

次の種目が希望営業種目の第1位、第2位、第3位のいずれかに登録されていること。

大分類:「役務」、中分類:「イベント」

・地域要件

県内事業者または県外事業者で県内の営業所等に取引の権限を委任している者

※共同企業体の場合は、代表構成員が上記地域ブロックの要件を満たしていること。

なお、新たに公募型プロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL077-528-4314)

4 日程

| | |
|----------------------|--------------------|
| 公募開始(質問受付開始) | 令和7年5月9日(金曜日) |
| 公募型プロポーザルに関する質問の受付期限 | 令和7年5月20日(火曜日)午後5時 |
| 公募型プロポーザルに関する質問の最終回答 | 令和7年5月22日(木曜日) |
| 企画提案書等提出期限 | 令和7年5月26日(月曜日)午後5時 |
| 審査結果通知の発送 | 令和7年5月30日頃 |

5 説明会

説明会は開催しない。

6 公募型プロポーザルに関する質問および回答

(1)質問受付期限

令和7年5月20日(火)午後5時まで

(2)質問方法

質問は電子メールで受け付ける。「質問書(様式2)」を添付すること。また、必ず電話にて着信を確認すること。

標題には「【スポーツホスピタリティプログラム実施事業業務委託質問:事業者名〇〇】」と記載すること。

提出先は下記13のとおり

※電話または口頭による質問は受け付けない。

(3)回答方法

質問受付期限までに提出された質問を全てまとめ、令和7年5月22日(木)を目途に、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「実行委員会」という。)ホームページで公表する。

※公表先URL:<https://shiga-sports2025.jp/bidding/>

7 企画提案書等の提出

(1)提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者(共同企業体による参加の場合は代表構成員)は、次のア～クの書類を作成し、提出すること。(審査の公平を期すため、副本には事業者名を記載しないこと。)

なお、1者につき1提案とする。また、提出書類において、両大会の標章・マスコット等を使用する場合は、別途デザインデータ(ai または png ファイル)を貸与する。貸与に当たっては、電子メールにより受け付ける。標題には「【標章・マスコット等貸与依頼:事業者名〇〇】」と記載すること

ア プロポーザル参加申請書(様式1)1部

イ 企画提案書等提出書(様式3)1部

ウ 企画提案書(任意様式)7 部(正本1部、副本6部)

(ア)企画提案書は、次に掲げる企画提案項目に沿った内容を記載すること。なお、A4サイズ(縦向き)で20ページ以内に収めるものとすること。

※ 企画提案書には申請者が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこと。

①事業受託にあたっての方針・考え方・コンセプト

②行程について

③募集人数について

④広報について

⑤セーリング競技の観戦および交流について

⑥文化体験について

⑦手土産について

⑧参加費について

⑨受託におけるスケジュールについて

⑩受託における実施体制について

組織体制、責任者と主たる担当者の氏名および略歴、再委託先(再委託する場合のみその具体的な名称と紹介)

⑪令和2年(2020年)4月以降の主な類似業務実績

⑫収支計画書について

仕様書に掲げる業務に係る収入(委託料(下記エに掲げる委託料見積書の額)および参加費)と支出(着手から事業完了までの全てに要する経費とその内訳)を明記すること。(押印不要)なお、金額は消費税および地方消費税を含め、その税額を明示すること。

⑬その他 PR ポイント等

(イ)企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく表現すること。

(ウ)企画提案書の作成にあたっては、仕様書に記載している条件を満たし、かつ、当業務の目的を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

エ 委託料見積書(任意様式)7部(正本1部 副本6部)

(ア)委託料見積書には、仕様書に掲げる業務について、着手から事業完了までの全てに要する経費とその内訳を明記したうえで、参加費を控除した額を記載すること。

(イ)金額は消費税および地方消費税を含め、その税額を明示すること。

オ 事業者概要(任意様式)1部

パンフレット等、事業者の概要が分かるもの。共同企業体により参加する場合は、すべての構成員について各1部を提出すること。

カ 社会政策推進関係資料(該当する場合)各1部

(ア)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し

(イ)次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

(ウ)高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

(エ)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

(オ)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合には、その旨の申立書

(カ)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定書の写し

(キ)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定書の写し

(ク)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知の写し

(ケ)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定書の写し

(コ)環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、認証通知等の写し

- ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
- ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
- ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

キ 誓約書(様式4)1部

共同企業体による参加の場合は全ての構成員について、各1部提出すること

ク 共同企業体構成協定書の写し(任意様式:必要に応じて)

協定書の写しに代えて当該内容を証することができる書類を提出することもできる。

(2)提出期限

令和7年5月26日(月)午後5時まで

(3)提出方法

郵送または持参(郵送の場合は、簡易書留郵便により郵送するとともに、書類を郵送した旨を電話で連絡すること。提出期限までに到着したものに限り受け付ける。持参の場合は、土・日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(4)提出先

下記13のとおり。

8 審査および契約予定者の決定方法

(1)審査方法

ア 実行委員会が設置する審査会による審査を経て契約予定者を選定する。

イ 審査は、原則として、提出された企画提案書等により行う。ただし、審査会が必要と認めた場合には、参加者へのヒアリングを実施する場合がある。

(2)審査会

審査会は、実行委員会事務局(滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局)および県関係課の職員で構成する。提出された企画提案書等について次の審査基準により総合的に審査する。

(3)審査基準

各審査委員は、下記項目①～⑧について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、点数をつける(5:優秀、4:良好、3:可、2:やや難、1:難)。

なお、項目①、②、③は評価点を4倍、⑧は3倍、⑦は2倍して重みづけを行う。項目⑨～⑬については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき1点、項目⑭の評価内容を満たす場合は2点もしくは1点を各審査委員の合計点数に加点する。審査委員の採点(項目①～⑧)および項目⑨～⑭の加点分を集計し、総合点の最も高かったものを当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。なお、集計が同点の場合は、委員長の審査結果が上位の者を上位とする。

【審査項目】

| 番号 | 評価基準 | 評価の内容 | 評価点 |
|--------|---------------------|--|-----|
| ① | 企画の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的および意図を十分に理解しており、本事業の趣旨に沿った事業計画であるか。 | 20 |
| ② | セーリング競技の観戦および交流について | <ul style="list-style-type: none"> 競技への興味を喚起する工夫が施されているか。 ネットワークづくりが円滑に進む工夫が施されているか。 提供される飲食は滋賀県産の食材を使用したおもてなしにふさわしいものとなっているか。 | 20 |
| ③ | 文化体験について | <ul style="list-style-type: none"> 本県ならではの文化施設の見学やアクティビティ等を組み込むものとなっているか。 本県文化に対する理解を深める工夫が施されているか。 | 20 |
| ④ | 手土産について | <ul style="list-style-type: none"> 手土産は滋賀県らしいものとし、首都圏からの参加者を考慮したサイズ、重量のものとなっているか。 | 5 |
| ⑤ | 業務の進捗管理について | <ul style="list-style-type: none"> 業務遂行におけるスケジュールを明確にし、確実に遂行できるものか。 | 5 |
| ⑥ | 業務の運営管理について | <ul style="list-style-type: none"> スタッフ体制、人選など業務の遂行体制を明確にし、確実に遂行できるものか。 | 5 |
| ⑦ | 経済性 | <p>予定価格に対する提案価格の割合により6段階評価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 80%未満 … 10点 80%以上85%未満… 8点 85%以上90%未満… 6点 90%以上95%未満… 4点 95%以上100%未満… 1点 100% … 0点 | 10 |
| ⑧ | 業務実績 | 類似業務の請負実績はあるか。 | 15 |
| 合計(満点) | | | 100 |

【加点項目】

| | | | |
|---|---|--|---|
| ⑨ | 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1 | |
| ⑩ | 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 | 1 | |
| ⑪ | 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 a 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 b 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 c 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 d 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1 | |
| ⑫ | 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1 | |
| ⑬ | 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 a 國際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証 b 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 c 特定非営利活動法人K E S環境機構の実施するK E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | 1 | |
| ⑭ | 経営実態 | 滋賀県内に本店または本部を有しているか。 ・ 本店あり … 2点 ・ 営業所等のみあり … 1点 | 2 |

(4)契約予定者の決定

審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等により審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。

(5)審査結果

審査結果は、企画提案者全員に、文書で通知する。なお、審査に関する問い合わせには応じない。

9 契約の締結

実行委員会と契約予定者は、具体的な事業内容や経費等について協議を行い、この結果、双方の間で具体的な事業内容および契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結する。なお、企画提案書において追加提案された事項は、別紙仕様書と併せて契約時の仕様書とする。

10 協定の締結

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおけるスポーツホスピタリティプログラムの実施を目的とするコンソーシアムの結成に関する協定を実行委員会、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構および契約予定者の3者で別紙協定書により締結する。

11 失格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1)提出期限等に遅れた場合
- (2)提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4)企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5)その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他注意事項

- (1)本プロポーザルに関連して、実行委員会が参加者より提出を受ける全ての書類の所有権は実行委員会にあるものとし、返却しない。
- (2)企画提案書等の作成に生じた経費および参加に係る報酬は無く、公募型プロポーザルの参加に要する経費は、全て各参加者の負担とする。
- (3)提出された書類については、追加・削除等は原則として認められない。
- (4)企画を採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5)契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6)手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7)提出された企画提案書等の記載事項について、実行委員会が参加者に無断で他の目的に使用することはない。
- (8)企画提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報は適正に管理し、情報漏えいや不正使用を行わないよう留意すること。

13 企画提案書等の提出先および問い合わせ先

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎5階

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(滋賀県文化・スポーツ部国スポ・障スポ大会局内)

TEL:077-528-3323 FAX:077-528-4832

E-mail:kokusyo-kikaku@pref.shiga.lg.jp